

# 相模原市 幼児教育・保育ガイドライン

～自らの夢をふくらませ、夢に向かって挑戦する子ども～



平成31年3月

相模原市子ども・子育て会議

相模原市

## 目 次

I	相模原市が目指す幼児教育・保育	1
II	子どもを取り巻く、四者（保育者、保護者、 地域、行政）の役割	3
III	ガイドラインの活用について	4
IV	ガイドライン編	5
1	子どもの権利の尊重	5
2	子どもの健康づくり	6
3	子どもの安心・安全の確保	7
4	夢をふくらませて育つことのできる子育て環境づくり	8
5	子どもを産み育てることに安心と楽しさを感じ、心豊か になる暮らしづくり	9
V	質のさらなる向上のための保育者（園）の 具体的な取組の視点	10
VI	資料編	29



# I 相模原市が目指す幼児教育・保育

相模原市は

**「自らの夢をふくらませ、夢に向かって挑戦する子ども」**

を育てる幼児教育・保育を目指します。

私たちは、相模原市の子どもたちに、夢を持ち、夢に向かって進む力を持てるようになって欲しいと願っています。夢を持つことも、夢の実現に向かって挑戦することも自分に自信を持ち、自己肯定感を持つことが重要です。

それは、安心・安全な環境の下で、乳幼児期からの身近な大人や友達との関わり、豊かな遊びや生活の体験を通して育まれます。

そして、子どもの思いに大人が気づき、理解し、見守り、愛情を持って関わることで、子どもの興味はますます広がっていきます。広がった興味は、やがて、子どもの夢に向かった一歩に繋がっていきます。

こうした子どもの育ちを保障するためには、子育てに関わる保育者（園）、保護者、地域、行政がお互いを信頼し、協力し合って取り組むことが大切です。

そこで、私たちは、相模原市の子育て支援施策の基本となる「相模原市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念に基づいて、子どもを中心とした視点で意見を出し合いながら、議論を行い、この「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」を策定しました。

行政は、自らの幼児教育・保育の分野における運営の指針とし、教育・保育施設は、よりよい幼児教育・保育のための指針としていきます。そして、私たちはこのガイドラインを、相模原市のすべての市民が本市の子育ての目指す方向を分かち合うために活用して頂くことを願っています。

相模原市子ども・子育て会議  
会 長 岡 健



～相模原市子ども・子育て会議が考える「夢」とは～

「夢」とは、将来の職業やなりたい姿というものだけを意味するものではなく、子どもが日々の遊びや生活の中で持つ「やってみたい」、「できるようになりたい」等の思いも「夢」のひとつと考えました。

そのためには、まずは一人一人の子どもが認められ、尊重され、愛されているという実感を積み重ねていくことが重要です。

私たちは、それを守り、支えられるような大人でありたいと思います。

## Ⅱ 子どもを取り巻く、四者（保育者、保護者、地域、行政）の役割

保護者とは・・・

子どもを育てる責任を持った家族のこと。

地域とは・・・

すべての相模原市民、企業、団体等のこと。

- ・子どもとの信頼関係、愛着関係を深める。
- ・子どもが安全で安心して過ごせるように、子どもの健やかな育ちを支える。
- ・育児の不安や負担を和らげるため、子育ての協力や支援を上手に活用しながら、子育てする。
- ・他の保護者と繋がり、子育ての情報を共有する。
- ・幼稚園、保育園、認定こども園などの教育・保育方針を理解し、園や施設と良好な関係を築く。

- ・子どもの成長と子育て家庭を暖かく見守る。
- ・子どもがのびのび遊べる環境づくりに参画する。
- ・地域の一人一人が子どもとの挨拶や声掛けをきっかけに地域の子どもに関心を持ち、子育てに協力する。
- ・地域活動等を通して子育ての楽しさや大切さの発見と感動を分かち合う。
- ・子どもの育ちを豊かにする自然環境や文化などを大切にする。

保護者

地域

これらの中心に子どもがいる



自らの夢をふくらませ、夢に向かって挑戦する子ども

保育者

行政

- ・子ども一人一人の発達を理解し寄り添うなど、共感のまなざしで教育・保育に取り組む。
- ・子どもにも保護者にも居心地が良く、訪れやすくするなど、より良い教育・保育の環境づくりに努める。
- ・日頃の教育・保育のさらなる質の向上を目指す。
- ・保護者との信頼関係を基礎に子育てを支援し、専門性を生かした子育ての良き支援者となる。

- ・乳幼児期の子どもの育ちや教育・保育の取組のさらなる充実を目指した環境づくりを行う。
- ・すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らし、成長していくことができるような保護者、地域、保育者とのネットワークづくりを行う。
- ・保護者、保育者、地域へ向けた情報発信を行う。
- ・幼児教育・保育ガイドラインの実現への取組を行う。

保育者とは・・・

教育・保育の専門的な知識・技術を持った幼稚園教諭・保育士・保育教諭等のこと。

行政とは・・・

子どもの育ちを支える相模原市の行政機関のこと。

### Ⅲ ガイドラインの活用について

このガイドラインを作るにあたっては、保育者、保護者、地域、行政の四者が話し合っ、相模原市の子育てがこうあって欲しいということを考えました。それを基に四者それぞれが、日ごろの活動を進めるにあたって、心に留めておいて欲しい考え方、思いや願いをまとめたものです。

次ページからは「Ⅳガイドライン編」、「Ⅴ質のさらなる向上のための保育者（園）の具体的な取組の視点」等で構成しています。

「Ⅳガイドライン編」は、五つのテーマを設け、四者それぞれについて望ましい考え方や取組を示したものです。それぞれのお立場で、より良い子育ての取組や子育ての環境づくりの実現に向けたガイドとしてお役立てください。

「Ⅴ質のさらなる向上のための保育者（園）の具体的な取組の視点」は、子どもたちと接する教育・保育施設での活動について、参考となる事項を幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を基にしてわかりやすくお示したものです。各園において、日ごろの振り返りや教育・保育状況を確認する際のひとつの参考として、それぞれの方針に合わせて、ご活用ください。

また、保護者や地域の方は、身近な幼稚園や保育園が、こうした考え方を大切にしながら、日ごろの教育・保育に取り組んでいることへの理解をさらに深めるための参考にしていただければ幸いです。

このガイドラインは、子どもや子育て家庭を取り巻く環境や、子育て支援のニーズの変化等の社会情勢の変化に応じたものにするため、今後、定期的に見直しをしていきたいと考えております。

## IV ガイドライン編



保護者（家庭）	地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども自身が、自分が愛されて大切にされると実感できるようにたくさんの愛情を注ぎます</li> <li>子どもが安心して生活していくことが、子どもの自己肯定感の向上につながることを理解します</li> <li>しつけと虐待が違うことを理解し、子育てで困ったり、悩んだりしたら、身近な人や子育て支援機関に相談します</li> <li>子どもを叩く、つねる、言葉で威嚇する、食事を与えない、深夜まで起こしておくこと等、虐待にあたる行為を理解します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の一人一人が挨拶や声かけをきっかけにして地域で子どもを育てることに関心を持ち、子育て支援に協力するよう努めます</li> <li>相手の気持ちを尊重する姿を見せる等、地域の大人一人一人が子どもの良き模範になるよう努めます</li> <li>健やかな育ちを地域で見守る意識を持つようにして、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守るよう努めます</li> </ul>
<h2>1 子どもの権利の尊重</h2> <p>●すべての子どもは、生まれながらにして幸福になる権利を持っています。</p> <p>誰からも愛され安全に暮らすこと、自分自身を自由に表現できる環境が準備されること、質の高い教育・保育を受けることは、子どもが健やかに育つためにはとても重要です。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの気持ちに寄り添い、子どもの尊厳を尊重して健やかな成長を見守り、支えます</li> <li>特別な配慮が必要な子ども（外国籍の子ども、障がいがある子ども等）に対し、適切な対応を行います</li> <li>不適切な養育が疑われる場合は、市や関係機関と連携し適切な対応を図り、虐待等の防止と早期発見に努めます</li> <li>個人情報の取り扱いは、個人情報の保護に関する法律等に基づき、正しく理解し実践します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相模原市子どもの権利条例に基づく子どもの権利保障に関する施策を推進します</li> <li>子どもの権利保障、児童虐待の防止等のための研修や啓発の充実を図ります</li> <li>子どもが学び、育つ権利が保障されるよう、子どもの権利の侵害に関する相談窓口などの環境整備に努めます</li> <li>児童虐待等への専門的な対応を図るため、各関係機関のさらなる連携に努めます</li> </ul>
保育者（園）	行政

保護者（家庭）	地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断や予防接種等の受診や、育児相談や育児教室等を活用するなど、子どもが日々健康に過ごせるように努めます</li> <li>早寝早起き朝ごはん等の生活リズムに配慮して、子どものより良い生活習慣づくりを心がけます</li> <li>屋外で子どもと自然を感じたり、体を動かして遊ぶ時間を大切にします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの健やかな成長を保護者と共に見守るよう努めます</li> <li>子どもが思い切り遊べる場所があることが、子どもの健康につながることを理解し、美化活動等に協力して地域の遊び場を大切に維持していくよう努めます</li> <li>地域行事等の機会を利用して、地産地消の取組や地域の食文化等を伝え、保護者や子どもが食に関心を持ち、大切さを理解できるよう協力します</li> </ul>
<h2>2 子どもの健康づくり</h2> <p>●子どもの健康は、子どもの生命の維持と健やかな生活の基本であり、夢に向かって挑戦する力の源です。健康な生活を送るためには、食に関する正しい知識の習得や、安定した生活リズムを作っていくこと等が重要です。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの健康づくりのため、屋外で自由に体を動かす時間を多く設けます</li> <li>子どもの健康維持のため、日々の健康状況を連絡ノート・観察等で把握しながら、怪我、アレルギーなどの症状の情報を保護者と共有し連携を図ります</li> <li>食事の楽しさを感じられたり、食材や調理する人、自然への感謝の気持ちが育つように、計画的に食に対する環境づくりに配慮します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの発育・発達に応じた効果的な食育の推進のために、子どもの食に関わる様々な機関が連携し、ネットワークづくりを進めます</li> <li>安心して楽しく育児ができるよう、こんにちは赤ちゃん事業等による家庭への訪問支援の充実を図ります</li> <li>育児相談・育児教室等を通して、健康づくりに関する情報提供の充実を図ります</li> </ul>
保育者（園）	行政

保護者（家庭）	地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に対する準備（ミルク・オムツ等の備蓄）や知識を深めるように心がけます</li> <li>・保育所（園）との連絡体制や避難場所、引渡し方法等の対応体制の確認をして緊急時の対応を把握します</li> <li>・子どもに交通安全や犯罪等の身近な危険を教え、保護者が良い手本となるように努めます</li> <li>・誤飲、火傷、うつぶせ寝による事故や水の事故等、家庭内でも事故が起こることを認識して、予防に努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における防犯講習会や交通安全教室等を実施する等、子どもや保護者の安全意識の高揚に努めます</li> <li>・災害発生時には、避難所等で子どもの健康や安全に配慮する等、子育て支援が必要な家庭に対して地域全体で支援を行うことに努めます</li> <li>・子どもが事故にあったり、怪我をしないように普段の暮らしの中で地域の人たちが見守るよう努めます</li> </ul>
<h3>3 子どもの安心・安全の確保</h3> <p>●子どもの行動は、判断力や安全に対する意識が未発達であり、様々なリスクを含んでいます。大人が常に安全管理・防災・防犯等への取組を強化し危機管理意識を高め、安心・安全な生活が送れるように四者の連携を深めていくことが大切です。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故や災害、不審者等に対応する訓練の実施や、危機管理マニュアルを作成し職員で共有し理解します</li> <li>・常に危機管理意識を持ち（睡眠中・水遊び・食事等）日々の保育活動を点検し、施設の環境を常に適切な状態に保持します</li> <li>・全職員で子どもの活動を共有して安全対策・安全点検に取り組み、万が一の事故・怪我には迅速な対処を行い、再発防止に努めます</li> <li>・緊急時の避難方法や避難場所、引渡し方法等、危機発生時の対応を保護者へ事前に知らせます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故・犯罪から子どもを守る対策（犯罪情報・不審者情報の発信、防犯活動の充実、交通安全教育の実施等）を推進します</li> <li>・住民相互の連帯意識と防犯意識の高揚に努めるとともに、地域の支え合いとネットワークの仕組みづくりを進めます</li> <li>・安心して教育・保育等のサービスを利用できるよう、質の確保やさらなる向上への取組や、子育て関連情報の提供に努めます</li> </ul>
保育者（園）	行政



保護者（家庭）	地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの好奇心や、やりたいと思う気持ちが、成長につながることを理解し、その思いを大切にします</li> <li>• 成功、失敗、自己主張等、子どもの行動の背景にある思いに気づき、その思いに寄り添います</li> <li>• 園と保護者が協力し合い、子どもを共に育てるための環境づくりに努めます</li> <li>• 園や地域で行なわれている行事や集まり等の多様な機会に積極的に参加し、自身と子どもの知識や視野を広げること努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの遊び場が育ちに大切な場所であることを理解して、子どもの遊びを見守るよう努めます</li> <li>• 地域活動として積極的に園との関わりを持つよう努めます</li> </ul>
<p>4 夢をふくらませて育つことのできる子育て環境づくり</p> <p>●夢をもち続ける子どもを育てるためには、子どもの試行錯誤、失敗等の様々な葛藤を支え、受け入れることのできる環境をつくることです。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 園生活で一人一人の思いを受け止め、やりたいことを実現できる環境をつくります</li> <li>• 子どもに寄り添い、子どもの育ちや思いを丁寧に保護者に伝えます</li> <li>• 教育・保育に対する理念や方針と幼稚園教育要領、保育所保育指針等とのつながりを保護者や地域に説明し、園と保護者が子育ての方針を共有できるよう努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもが主体的に遊び、安全に過ごすことができる遊び場や居場所等の確保に努めます</li> <li>• 教育・保育のさらなる質の向上のため、幼稚園教諭や保育士等の研修の充実を図ります</li> <li>• より良い教育・保育のため、人材の確保に向けた取組を進めます</li> </ul>
保育者（園）	行政

保護者（家庭）	地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの感性を豊かにし創造力を育むために、テレビやスマートフォン等の利用時間に配慮し、絵本の読み聞かせや会話等の親子の時間を大切にします</li> <li>• 心豊かに安定した気持ちで子育てをするため、保護者同士の集まる機会に参加するなど、子育てについて共有、共感できる保護者同士のつながりづくりや助け合いに努めます</li> <li>• 様々な人との関わりによって、子どもが心豊かに育つことを知り、日々の暮らしの中で人とのつながりを大切にします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行事への子どもの参画等、地域で子どもが活躍できる機会を設けるよう努めます</li> <li>• 自治会や子ども会等の子育て活動や、子ども食堂等の子どもの居場所づくりへの参加や協力に努めます</li> <li>• 企業も含めた地域全体が子育て支援の取組に協力するよう努めます</li> </ul>
<p>5 子どもを産み育てることに安心と楽しさを感じ、心豊かになる暮らしづくり</p> <p>●子どもが健やかに育つためには、保護者の体と心の健康がとても大切です。保護者が健康で心豊かな生活や子育てを実現するため、地域全体で子どもの育ちの場づくりや、子育て支援の充実を目指します。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の子育て家庭とも積極的に交流機会をもち、相談に応じたり、情報提供を行うとともに、園庭開放や様々な行事等で保護者同士が交流できる場づくりを行います</li> <li>• 保護者や地域に対して、子どもの成長発達を促進するための遊びやかかわり方を伝え、子育ての楽しさを感じられるよう支援します</li> <li>• 支援や配慮が必要な子どもには、関係機関と保護者を交えて日々の様子の共有を図り、支援します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの育ちの場や環境を整えられるよう地域の支え合いやネットワークづくり等、地域のコーディネートに取り組みます</li> <li>• 支援が必要な子どもの家庭には、家庭の状況に応じた支援の充実を図ります</li> <li>• 医療の支援や心身の健康を支えるための支援を推進します</li> </ul>
保育者（園）	行政



V 質のさらなる向上のための  
保育者（園）の具体的な取組の視点

## 目次

1	子どもの権利の尊重	10
(1)	子どもの権利の保障と尊重	10
①	人格の尊重	11
②	虐待の早期発見	11
③	個人情報の保護	11
2	保育者に求められる資質	12
(1)	子どもに対して	12
(2)	保護者に対して	12
(3)	保育者として	13
(4)	事業者・施設長（園長）・園として	14
①	施設の運営体制として	14
②	施設長（園長）として	14
(5)	地域との連携	15
(6)	苦情対応	15
3	健康・安全	15
(1)	健康支援	16
(2)	食育の推進	16
(3)	環境・衛生管理・安全管理	16
(4)	災害への備え	17
4	教育・保育	17
(1)	教育及び保育の基本	17
(2)	計画と評価	18
①	全体的な計画	18
②	教育課程	18
③	指導計画の作成	18
④	評価と計画の改善	19
(3)	ねらい及び内容	19
①	乳児保育（3つの視点）	20
②	1歳以上3歳未満児の保育（5領域）	21
③	3歳以上児の教育・保育（5領域）	22
(4)	配慮・留意事項	24
①	障害のある子どもへの配慮	24
②	外国につながる幼児等特別な配慮を必要とする家庭への配慮	24
(5)	小学校との連携	24

## 1 子どもの権利の尊重

「相模原市子どもの権利条例（平成 27 年 4 月 1 日施行）第 2 章第 3 条」では、子どもの権利の保障と尊重について以下のとおり規定しています。

第 1 項 この章に定める子どもの権利は、子どもの最善の利益を実現するため、子どもが生まれながらに持っているものとして保障されなければなりません。

第 2 項 子どもは、一人一人が権利の主体として尊重され、年齢及び発達に応じて支援されなければなりません。

第 3 項 子どもは、年齢及び発達に応じて、様々な世代の人々と触れ合うことにより、自立した社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されることと同様に、他者の権利を認め、これを尊重するよう努めるものとします。

### (1) 子どもの権利の保障と尊重

保育者は常に一人一人の子どもが保育者と同じ一人の人間として、また保育者と同じ人格を持った存在として尊重することを忘れてはなりません。保育者が子どもの人権を尊重して向き合うことが、子どもの自己肯定感を育て、青少年期に向けて心も体もたくましく育つ素地を培うことにつながります。保育者は教育・保育という営みが子どもの人権を守るために、法的・制度的な根拠について認識し、日本国憲法、児童福祉法、児童憲章、児童の権利に関する条約等における子どもの人権等について、理解することが必要です。

- 子どもの人権に十分配慮している。
- 子ども一人一人の人格を尊重して保育を行っている。
- 子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えている。
- 子どもが自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表すことに考慮している。
- 子どもの発達や経験の個人差・国籍や文化の違いを理解し配慮している。
- 多様な家庭に対して偏見や差別意識をもっていない。
- 性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにしている。

### ① 人格の尊重

保育者は子どもの人権を著しく脅かす行為である虐待について予防、防止することについて常に意識し注意深く取り扱い、子ども的人格を尊重して教育・保育に当たる必要があります。

- ・物事を強要する関わりをしていない。
- ・威圧的・命令的・否定的な言葉づかいをしていない。
- ・子どもを管理するため引っ張るなど乱暴な関わりをしていない。
- ・嫌いな食べ物を無理強いして食べさせていない。
- ・叩く、押し倒す、つねる、揺さぶる等の体罰をしていない。

### ② 虐待の早期発見

保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ります。

虐待が疑われる場合には、速やかに各区子育て支援センターに通告し、適切な対応を図ります。重篤な虐待ケースを把握した場合は児童相談所と連携しながら対応します。

- ・長期欠席の子ども状況を把握している。
- ・受け入れ時や園での生活の中で子どもの様子をチェックしている。
- ・子どもの様子で気になることや変化に気づき、記録している。
- ・職員間で情報を共有し、園長に必ず報告している。
- ・関係機関に連絡、報告し、情報共有しながら連携をとっている。
- ・被虐待児や保護者への対応は状況を十分理解し配慮して関わっている。

### ③ 個人情報の保護

子どもや保護者の個人情報については、保護を怠ることのないよう適切な取り扱い、漏洩防止のための取組について、正しく理解していくことが必要です。

- ・個人情報保護について職員全体で確認し、十分配慮している。
- ・業務上知り得た子どもまたは家庭の秘密を漏らすことがないようにしている。
- ・個人情報の保護に関する法律に基づいて個人情報の管理をしている。

## 2 保育者に求められる資質

保育者は、一人一人の子どもの最善の利益を第一に考え、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指していかなくてはなりません。

また、子どもを取り巻く環境が多様化、複雑化している現在、様々な課題を抱えた子ども・保護者・家庭に対しての迅速で的確な対応が求められています。

保育者は、子どもを愛し、子どもの意思、人格を尊重し、常に子どもの立場に立った教育・保育の提供に努めていき、同時に保護者の子育てを応援し、地域や関係機関との連携を進め、多様な課題に対応していくために専門職として教育・保育の質の向上を図り続けていくことが大切です。

### (1) 子どもに対して

保育者は教育・保育の目標を達成するために、子どもに対して以下の事項において留意し、保育することが必要となります。

- 幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領を十分に理解し、日々の実践に活かし、向上心をもって教育・保育に取り組んでいる。
- 子どもと関わることを喜び、子どもと一緒に楽しむことができ、積極的に教育・保育に従事している。
- 一人一人の子どもの状況や生活の実態を把握している。
- 子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。
- 子どもの発達について理解し、一人一人の発達の過程に応じて関わっている。
- 子ども相互の関係作りやお互いに尊重する心を大切にし、集団における協同性を育むための活動を効果あるものにするよう援助している。

### (2) 保護者に対して

園における保護者に対する子育て支援は、子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するように留意するものとします。



- 保護者の気持を受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重する。
- 教育・保育及び子育てに関する知識や技術、保育者の専門性、子どもが存在する環境など、園の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるよう努めている。
- 保護者に対して、教育・保育に関連した様々な機会を活用し、子どもの日々の様子を伝え、情報収集している。
- 園の教育・保育の意図などの説明を通して、保護者との相互理解を図るよう努めている。
- 保護者が教育・保育の活動に積極的に参加するよう促している。
- 保護者の状況等に配慮して、個別の支援を行うよう努めている。

### (3) 保育者として

園が教育・保育の役割及び機能が適切に発揮されるよう、保育者として以下の項目において、その職責を遂行するため絶えず努めていきます。

- 倫理観・人間性をもって子どもの最善の利益を考慮している。
- 専門的知識・技術・判断力をもって教育・保育を遂行している。
- 教育・保育の仕事に誇りと責任の理解と自覚とやりがいをもって教育・保育を遂行している。
- 職位・職務内容に応じて知識・技術を習得している。
- 日々の教育・保育の実践を通じて、必要な知識・技術の修得、維持・向上を図っている。
- 自己評価に基づいて自分自身の課題を確認し目標を立て、研修や書籍等により自己研鑽に努めている。
- 教育・保育の課題への共通理解や協働性を高め、園全体の質の向上を図るため、職場内での研修を実施している。
- 職位・職務内容を踏まえた体系的な研修計画のもとで研修が実施されている。
- 外部研修で得た知識・技能を園の職員と共有し、教育・保育の実践の質と専門性の向上につなげている。

#### **(4) 事業者・施設長（園長）・園として**

教育・保育の質の確保と向上のためには、運営事業者の経営が健全に行われていることが必要です。

施設長（園長）は教育・保育の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、施設長としての専門性の向上に努め、教育・保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければなりません。リーダーシップとマネジメント力を発揮し取り組んでいきます。

園の環境は適切な広さや設備、必要な備品・遊具・玩具等を整備し充実させ、教育・保育の環境が整えられるように、必要な経費が確保されなければなりません。

人・物・場が相互に関連し、子どもの教育・保育の環境が安定し、計画的に構成し工夫することが大切です。

##### **① 施設の運営体制として**

- ・運営事業者として、熱意と積極性をもち、教育・保育に対する理念や方針が明確となるよう努めている。
- ・現場の意見が事業者等に届くような組織となるよう努めている。
- ・職員の雇用条件・就業規程等が明確であり、職員が理解できるよう努めている。
- ・職員が安定して働き続けることができる労働条件（給与水準・休暇制度・休憩時間等）の整備に努めている。
- ・職員の自己啓発やリフレッシュのための労働環境（人員配置・時間の保障）の整備に努めている。
- ・職員の経験年数や年齢について、均衡が取れた組織体制を目指す。
- ・栄養士・看護師・保健師等の専門職の適切な配置に努めている。
- ・職員が安定的に就業し、生涯を通じて専門性を向上できるよう、期限の定めのない雇用形態の整備に努めている。
- ・通常業務内において研修やOJTに参加し、情報交換ができるよう計画的な時間を確保し、職員体制が整うよう努めている。

##### **② 施設長（園長）として**

- ・教育・保育の実施と運営上の根拠となる法令及び健康や防災等の関係法令、教育・保育にかかわる倫理等を正しく理解するよう努めている。
- ・管理者としての専門性の向上に努めている。

- 職員の自己啓発や意欲向上につながるよう、動機付けや助言をす  
るよう努めている。
- 各職員の研修の必要性を踏まえて、体系的・計画的な研修の機会  
の確保に努めている。
- 教育・保育の様子を観察し、保育者と子どもの状況を共有するよ  
う努めている。
- 子どもの安心・安全に関わる様々な状況に応じて、組織としての  
確認・判断・対応等について、迅速に的確に実行するよう努めて  
いる。

### **(5) 地域との連携**

園は教育・保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や園の体制を踏まえ、地域の保護者等に対して、園の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めます。

- 地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動では、一人一人の心  
身の状態など考慮し、日常の保育との関連に配慮し、柔軟に活動を展  
開できるようにしている。
- 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努  
めている。

### **(6) 苦情対応**

- 普段からコミュニケーションをとることで苦情に結びつかない対応を  
している。
- 園の苦情受付のしくみを理解し、保護者等からの苦情に対して迅速かつ  
適切に対応している。
- 苦情対応について記録するとともに、職員間で共有し、再発防止に努  
めている。

## **3 健康・安全**

子どもの健康・安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であります。

一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、園全体における健康・安全の確保に努めることが重要です。

### **(1) 健康支援**

- 子どもの健康状態・発育・発達状態について定期的・継続的に把握している。
- 保護者から子どもの健康に関する情報を収集し、登園中・保育中に子どもの状態をよく観察している。
- 疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡している。
- 必要に応じて嘱託医へ相談し、適切な対応を図っている。
- 子どもの健康に関する保健計画を作成し、一人一人の健康の保持・増進に努めている。
- 嘱託医による定期的な健康診断を実施し、結果を記録し、教育・保育に活用し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにしている。
- 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、必要に応じて嘱託医や市に連絡し、その指示に従い対応している。保護者や全職員に連絡し、予防の協力を求めている。
- 感染症に関する対応方法等について、市で開催する説明会・研修会等に参加し、知識や技術を習得している。
- アレルギー疾患を有する子どもの教育・保育については、保護者と連携し、医師の診断・指示に基づき、適切な対応をしている。
- 看護師・栄養士が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図っている。

### **(2) 食育の推進**

- 園の特性を生かした食育に取り組んでいる。
- 食事の提供を含む食育計画を作成し、乳幼児期にふさわしい食生活が展開されるよう援助を行っている。

### **(3) 環境・衛生管理・安全管理**

- 施設的环境を常に適切な状態で保持している。
- 施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。
- 子ども・全職員が清潔を保つようにしている。
- 保育中の事故防止・再発防止のために、安全点検に努め、安全対策の体制づくりに取り組んでいる。

- ・事故防止の取組について、特に以下の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、環境の配慮や指導の工夫を行っている。

○睡眠中

○プール活動・水遊び中

○食事中

#### **(4) 災害への備え**

- ・防火設備・避難経路等の安全点検・安全環境の整備に努めている。
- ・災害発生時の対応体制について、マニュアル等を作成し、全職員に周知するよう取り組んでいる。
- ・定期的な避難訓練を実施し、必要な対応を図っている。
- ・災害の発生時の保護者への連絡・子どもの引渡しについて、日頃から保護者と連携し確認している。
- ・市の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めている。
- ・避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫している。

### **4 教育・保育**

幼児教育・保育は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が基本となります。以下は、それらをわかりやすくまとめたものです。基本を理解し、一人一人の子どもの育ちを見通し、年齢・発達段階のねらい及び内容をとらえ、園の方針や目標を踏まえ、計画を立て、評価、改善を繰り返し、実施していくことが必要です。

#### **(1) 教育及び保育の基本**

乳幼児期の教育・保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、乳幼児期全体を通して、特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本としています。

- ・一人一人の子どもが安心感・信頼感をもっていろいろな活動に取り組むようにしている。
- ・乳幼児の主体的な活動を促している。
- ・遊びを通しての指導を中心としている。
- ・一人一人の子どもの特性に応じ、発達の課題に即した指導を行っている。

## (2) 計画と評価

### ① 全体的な計画

各園の方針や目標に基づき、内容が組織的、計画的に構成され、生活の全体を通して、総合的に展開されるよう全体的計画を作成します。

- 子どもの育ちに関する長期的な見通しをもっている。
- 指導計画、教育時間終了後に行う教育活動の計画、保健計画、安全計画、食育計画等関連させ、一体的な教育・保育活動が展開されるようにしている。

### ② 教育課程

教育期間の全体を見通したもので、教育のねらいが、総合的に達成されるように、入園から修了までの期間において、どのような道筋をたどっていくかを明らかにした計画です。幼児の心身の発達と地域の実態を把握し、特色を生かして創意のある教育課程を編成し、その実施状況を評価・改善を図る必要があります。

- 教育目標を明確にしている。
- 教育期間や幼児の生活経験や発達の過程等を考慮した具体的なねらいと内容となっている。
- 教育週数は39週を下っていない。
- 1日の教育時間は4時間を標準としている。
- 組織的、計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを実施している。

### ③ 指導計画の作成

乳幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、それぞれの園の教育課程・全体的な計画に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、乳幼児の活動に沿った柔軟な指導を行います。

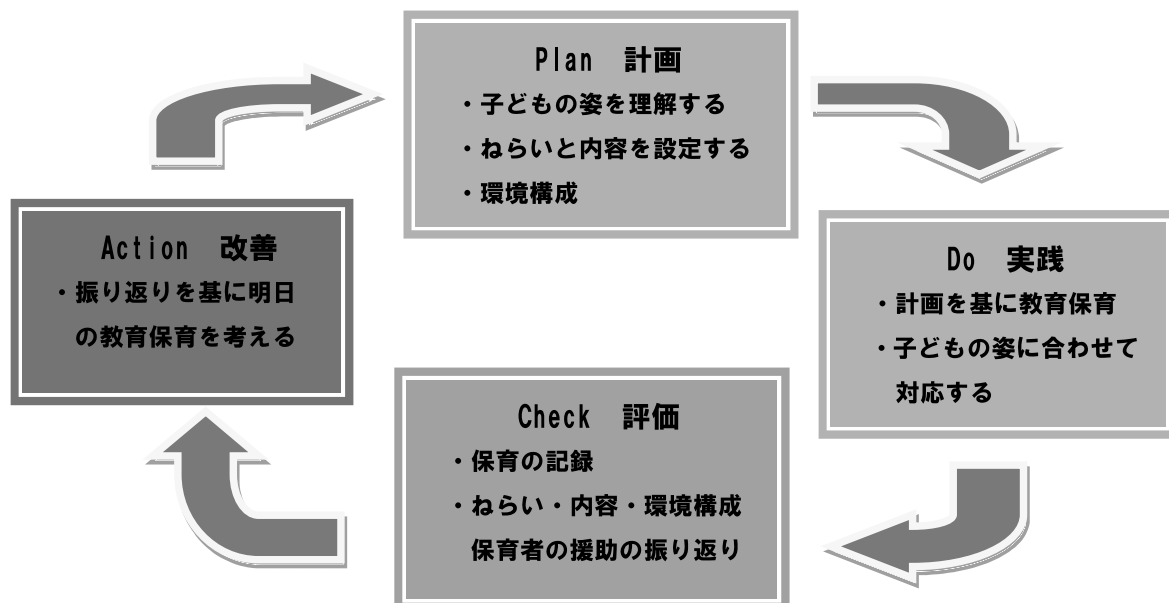
- 具体的なねらい及び内容を明確に設定している。
- 乳幼児の発達の過程を見通している。
- 乳幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、乳幼児の興味・関心、発達の実情に応じて、設定している。
- 長期的に発達を見通した年・学期・月などにわたる長期の指導計画を作成している。
- 具体的な乳幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成している。

#### ④ 評価と計画の改善

子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ることが大切です。

- ・教育・保育の計画や記録を通して、実践の振り返りをしている。
- ・指導の過程を振り返りながら、子どもの理解を進め、一人一人のよさや可能性を把握している。
- ・振り返りをもとに改善を図っている。
- ・環境構成を見直し、再構成している。

#### 【指導計画の目標達成のプロセス】



#### (3) ねらい及び内容

乳児期の発達の特徴を踏まえ、乳児保育の「ねらい」及び「内容」については、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」としてまとめている。

## ① 乳児保育（3つの視点）

### ア 健やかに伸び伸びと育つ

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。

- 身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じるようにしている。
- 体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとするようにしている。
- 食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生えるようにしている。

### イ 身近な人と気持ちが通じ合う

受容的・応答的な関わりの下で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。

- 安心できる関係の下で、身近な人と共に過ごす喜びを感じるようにしている。
- 体の動きや表情、発声等により、保育士等と気持ちを通わせるようにしている。
- 身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生えるようにしている。

### ウ 身近なものとの関わり感性が育つ

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。

- 身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心をもつようにしている。
- 見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとするようにしている。
- 身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や手足、体の動き等で表現するようになっている。



## ② 1歳以上3歳未満児の保育（5領域）

### ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

- ・自分から体を動かすことを楽しむようにしている。
- ・自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとするようにしている。
- ・健康、安全な生活習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちが育つようにしている。

### イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

- ・保育園での生活を楽しみ、身近な人と関わる心地よさを感じるようにしている。
- ・周囲の子ども等への興味関心が高まり、関わりをもとうとするようにしている。
- ・保育園の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付くようにしている。

### ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

- ・身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに興味関心をもつようにしている。
- ・様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとするようにしている。
- ・見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにするようになっている。

## エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

- 言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じるようにしている。
- 人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えるようにしている。
- 絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせるようにしている。

## オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

- 身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わうようにしている。
- 感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとするようにしている。
- 生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになるようにしている。

### ③ 3歳以上児の教育・保育（5領域）

#### ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

- 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わうようにしている。
- 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとするようにしている。
- 健康、安全な生活習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動するようにしている。

#### イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

- 園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わうようにしている。

- 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつようにしている。
- 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付けるようにしている。

## ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

- 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味関心をもつようにしている。
- 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、生活に取り入れようとしている。
- 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにするようになっている。

## エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

- 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わうようになっている。
- 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わうようになっている。
- 絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育者や友達と心を通わせるようになっている。

## オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

- いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつようになっている。
- 感じたことや考えたことを自分なりに楽しむようになっている。
- 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむようになっている。

#### **(4) 配慮・留意事項**

##### **① 障害のある子どもへの配慮**

園生活の場の特性と人間関係を大切にし、その乳幼児の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じて、発達を全体的に促していくことが大切です。

- 乳幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫をしている。
- 家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関と連携を図っている。
- 長期的な視点で教育的支援を行う個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるようにしている。
- 個々の乳幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めようとしている。

##### **② 外国につながる幼児等特別な配慮を必要とする家庭への配慮**

一人一人の実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うとともに、全職員で共通理解を深め、乳幼児や保護者と関わる体制を整えることが必要です。

- 一人一人の実態を把握している。
- 指導内容や指導方法の工夫をしている。
- 全職員で共通理解を図っている。
- 家庭と連携している。

#### **(5) 小学校との連携**

発達や学びは連続し、園から小学校への移行を円滑にする必要があります。それは、小学校教育の先取りをすることではなく、就学前までの幼児期にふさわしい教育を行うことが大切です。

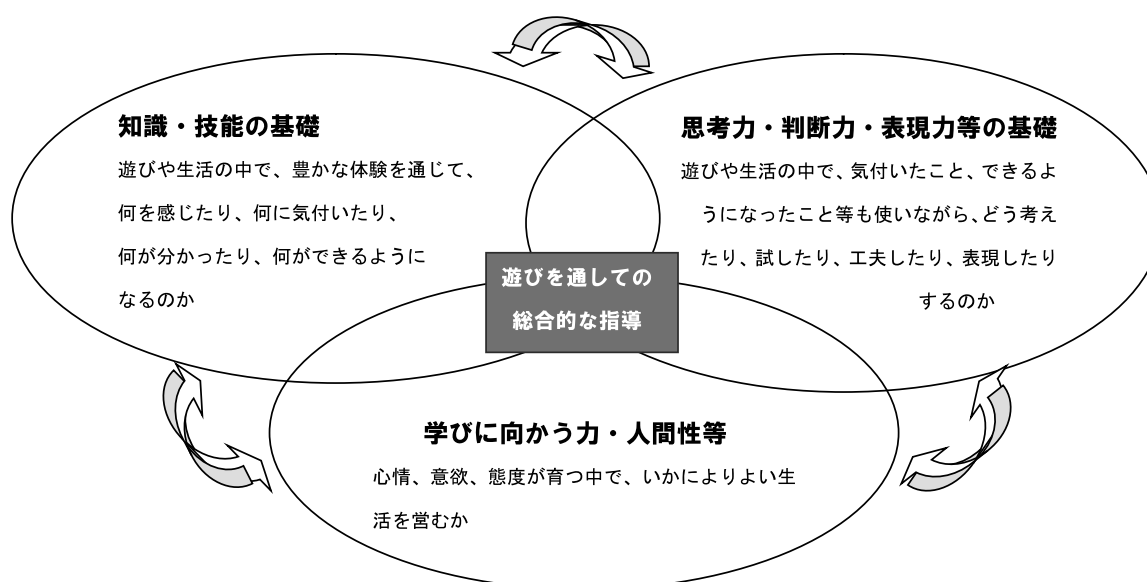
- 創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしている。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るようしている。

## 【幼児教育において育みたい資質・能力及び 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」】

幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園においては、園生活の全体を通して、園児に生きる力の基礎を育むことが求められています。そのため、幼稚園教育の基本・保育園の目標・幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本を踏まえ、小学校以降の子どもの発達を見通しながら教育・保育活動を展開し、幼稚園教育、保育所保育、幼保連携型認定こども園の教育・保育において育みたい資質・能力を育むことが大切です。これらの資質・能力は「ねらい及び内容」に基づき、各園が園児の発達の実情や園児の興味や関心等を踏まえながら展開する活動全体によって育むものであります。そして、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は「ねらい及び内容」に基づく活動全体を通して、資質・能力が育まれている就学時の具体的な姿です。指導にあたっては5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期からそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことが大切です。また、園と小学校の教師と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが大切であり、各園での工夫が期待されます。

### 【幼児教育において育みたい資質・能力】

幼児教育において育みたい資質・能力とは「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力の基礎」「学びに向かう力、人間性等」です。これらの資質・能力は遊びを通した総合的な指導の中で一体的に育むよう努めることが重要です。



H28 年 12 月 21 日中央教育審議会答申より一部抜粋

## 【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は各園で幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼児教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児期の終了時の具体的な姿であり、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりすることが求められています。



### (1) 健康な心と体

幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

### (2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

### (3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

### (4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

## **(5) 社会生活との関わり**

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりを意識するようになる。

## **(6) 思考力の芽生え**

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

## **(7) 自然との関わり・生命尊重**

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。

## **(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚**

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

## **(9) 言葉による伝え合い**

先生・保育士・保育教諭等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

## **(10) 豊かな感性と表現**

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

(参考文献)

幼稚園教育要領

保育所保育指針

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

保育所保育指針解説

児童福祉法

子どもの権利条約（日本ユニセフ抄訳）

児童虐待早期発見・対応の手引き（相模原市こども・若者未来局発行）

相模原市子どもの権利条例

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例





## VI 資料編



子どもの権利とは、子どもが生まれながらに持っている権利で、その権利は保障されなければなりません。

子どもたちが生き生きと健やかに成長していくためには、子どもを権利の主体として尊重し、本来持っている権利を保障することが大切です。

相模原市は子どもの権利を保障することを目的に平成27年3月に「相模原市子どもの権利条例」を制定しました。

次ページは「相模原市子どもの権利条例」の主旨をまとめた啓発用のパンフレットを掲載したものです。子どもの権利や権利保障の考え方等を知っていただくためにご活用いただければ幸いです。

# ご存知ですか？ 相模原市子どもの権利条例

これからのさがみはらを築いていく子どもたちを、地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて、子どもたちが生き生きと育つことができるまちの実現を目指して、「相模原市子どもの権利条例」を制定しました。

私たち一人ひとりが、「子どもの権利」について理解し、子どもたちが健やかに成長できるよう取り組んでいきましょう。



## 子どもの権利とは

生きる権利、いじめや虐待などから守られる権利、意見を表明する権利など、子どもが生き生きと過ごし、健やかに成長していくために欠かすことのできない、子どもの基本的人権です。

## 子どもの権利保障の基本的な考え方

- 大人は…**
- ◇子どもの最善の利益を実現するため、子どもの権利を、子どもが生まれながらに持っているものとして保障します。
  - ◇子ども一人ひとりを権利の主体として尊重し、年齢や発達に応じて支援します。
- 子どもは…**
- ◇年齢や発達に応じて、様々な世代の人々と触れ合う中で、社会の一員である自覚を持ちましょう。
  - ◇自分の権利が尊重されることと同様に、他者の権利を認めて、尊重しましょう。

## 子どもにとって大切な権利

条例では、子どもが健やかに成長していくために、保障されるべき権利を定めています。

### 安心して生きる権利 (第4条)

- ◇命が守られ、かけがえのない存在として、大切にされること。
- ◇愛情及び理解をもって育まれること。
- ◇適切な医療が必要に応じて提供されること。
- ◇いかなる理由によっても差別をされないこと。
- ◇安全な環境において生活ができること。

### 自分を守り、守られる権利 (第6条)

- ◇いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。
- ◇犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- ◇自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。
- ◇プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。
- ◇困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。

### 心身ともに豊かに育つ権利 (第5条)

- ◇自分らしさが認められ、個人として尊重されること。
- ◇年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること。
- ◇自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の活動をするにより、人間性を養うとともに、創造力を育むこと。

### 地域及び社会に参加する権利 (第7条)

- ◇自分の意見を表明すること。
- ◇表明した自分の意見が尊重されること。
- ◇意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- ◇仲間を作り、仲間と集い、又は仲間と活動すること。

## 子どもの権利を保障する大人の責務

### 保護者の責務 (第9条)

- ◇子どもの健やかな育ちに関する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければなりません。
- ◇子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。
- ◇子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう支援するものとします。
- ◇市が実施する子どもに関する施策に積極的に関わるよう努めるものとします。

### 地域住民等の責務 (第11条)

- ◇子どもの豊かな人間性が人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとします。
- ◇安全で安心して過ごすことができる地域づくりにより、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守るよう努めるものとします。
- ◇子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会の確保に努めるものとします。
- ◇市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

### 子どもの居場所の確保 (第12条)

市及び地域住民等は、子どもが年齢及び発達に応じて、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の確保に努めるものとします。

## 市の取組

- ◇11月20日を「さがみはら子どもの権利の日」と定め、11月に普及・啓発事業を行います。
- ◇子どもに関する施策や取組について、子どもが参加したり、意見を表明する機会を確保するよう努めます。
- ◇子どもが安心して生活できるよう、子育て家庭への支援を行います。
- ◇子どもの権利の侵害に関する相談窓口を設け、子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員を配置します。

## 子どもの権利の侵害に関する相談窓口 さがみはら子どもの権利相談室(さがみみ)

☆場所 青少年学習センター内(中央区矢部新町3-15)

☆開設時間 月～金曜日:午後1時～午後8時 土曜日:午前10時～午後5時  
(祝日、年末年始、青少年学習センター休所日を除く)

☆相談電話 042-786-1894 (子ども専用 0120-786-108)



相模原市こども・若者支援課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 電話 042-769-8289

(平成30年10月)

子どもやその家庭を取り巻く社会情勢は、近年、大きく変化しております。そのため、国において、子ども・子育てについて様々な課題に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を制定しました。その中で自治体は子育て支援に関する計画を策定するものと義務付けられており、相模原市では平成27年3月「相模原市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子ども・子育て支援事業計画は「基本理念」「基本方針」「基本目標」の3層としています。

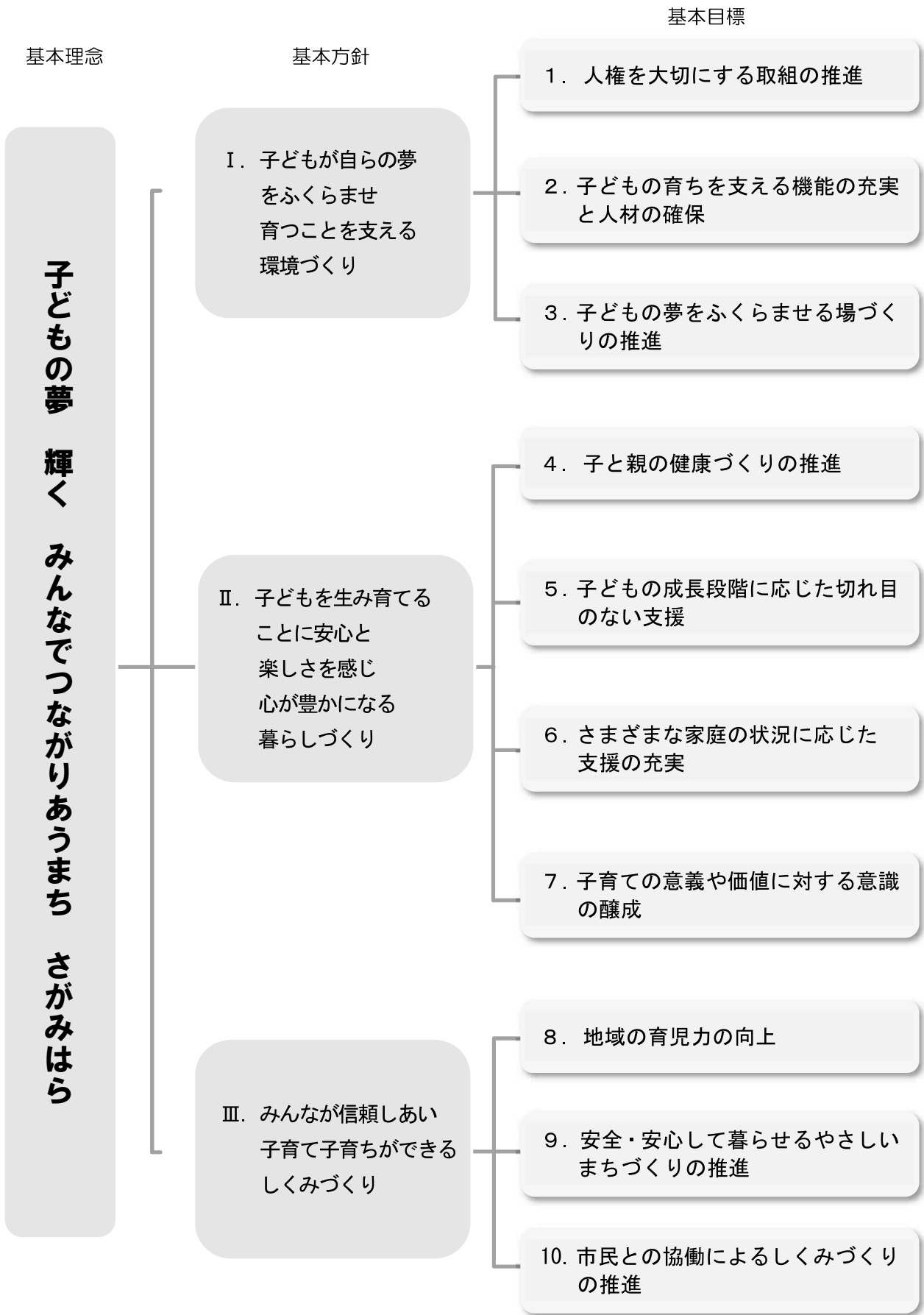
「基本理念」は子育て支援に関して相模原市が目指す最上位の考え方であり、子どもが将来に夢と希望を持って育ち、家庭・地域・職場・行政が連携し子育て家庭を支援し、子育てを通して社会全体がつながるまちを目指し『子どもの夢輝く みんなでつながりあうまち さがみはら』と規定しております。

その基本理念に基づき3つの「基本方針」を掲げ、その方針を実現するため10の「基本目標」を掲げております。

相模原市では基本目標を達成するために子ども・子育て支援の様々な事業を実施しております。

次ページには相模原市子ども・子育て支援事業計画の施策の体系を掲載しております。相模原市が行っている様々な子ども・子育て支援事業の目的や考え方を知っていただくための参考としていただければ幸いです。

# 相模原市子ども・子育て支援事業計画の施策の体系





## 相模原市幼児教育・保育ガイドライン策定委員・関係者

(五十音順)

氏 名	所 属 等
朝比奈 太 郎	相模原市私立保育園・認定こども園園長会
荒 井 美由紀	相模原市立小中学校長会
安 藤 抄 苗	保護者（元公募市民）
岩 本 勉	一般社団法人 相模原市幼稚園・認定こども園協会
遠 藤 美智子	相模原市大沼保育園園長
大 野 計 子	相模原市ふじの幼稚園園長
岡 健	大妻女子大学家政学部児童学科教授
神 尾 美香子	相模原市私立保育園・認定こども園園長会
齋 藤 正 典	一般社団法人 相模原市幼稚園・認定こども園協会
佐 藤 由 起	相模原市教育局学校教育部学校教育課
園 田 巖	東京都市大学人間科学部准教授
永 保 貴 章	一般社団法人 相模原市幼稚園・認定こども園協会



相模原市 子育て応援イメージキャラクター  
「はなたん」

**【お問い合わせ先】**

**相模原市 こども・若者未来局 こども・若者政策課**  
TEL:042-769-8316(直通)

**相模原市 こども・若者未来局 保育課**  
TEL:042-769-8313(直通)